

# 公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業における重点実施区域設定要領

## (趣旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第8条第2項第1号、及び、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業規程第7条に定める農地中間管理事業を重点的に実施する区域（以下「重点実施区域」という。）の設定について、必要な事項を定めるものとする。

## (区域設定の目的)

第2条 公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）が、地域内のまとまった農用地等を借り受けて、農用地等の利用の集約化に資するよう貸付先に転貸できる区域として毎年度の事業計画に定め、重点的に農地中間管理事業を実施することを目的とする。

## (区域設定の基準)

第3条 公社は、重点実施区域設定の基準として、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とする。

## (区域設定の方法等)

第4条 公社は、これまでの業務遂行上把握している各地域の状況及び、各市町村からの要望（様式1号）を踏まえつつ、候補区域をリストアップする。  
2 公社は、選定に当たって県出先機関等に、情報提供等（様式2号）を行い、人・農地プランの作成状況や適正についての情報収集を行った上で、選定作業を行う。  
3 公社は、事業計画における重点実施区域を定め、県知事の認可を受ける。  
4 年度途中に重点区域を追加する場合は、事業計画の変更申請ではなく参考資料の追加の取扱となることから、県知事への報告とする。  
5 公社は、重点実施区域の設定について当該市町村に通知（様式3号）する。

## (モデル地区)

第5条 重点実施区域のうち、宮城県又は公社が他地域のモデルとすべき地域として定めた地区を重点的に推進する地区（以下「モデル地区」という。）とする。  
(「農地中間管理機構を活用した農地整備事業の円滑かつ効果的な実施について」(H26, 12,5経営局農地政策課・農村振興局整備部農地資源課)にて定義。)  
2 モデル地区の設定及び推進方法等は、宮城県が別途定める。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、区域設定その他必要な事項は、理事長が別途定める。

## 附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 重点実施区域設定の事務処理の流れ

平成27年11月 4日

### 1. 事業主体（土地改良区等）から市町村への要望（要領第4条第1項準用）

- ・様式1号（設定要望書）準用
- ・様式1号別紙（概要書）
- ・地区図面

### 2. 市町村から機構への要望（要領第4条第1項）

- ・様式1号（設定要望書）
- ・様式1号別紙（概要書）
- ・地区図面

### 3. 機構から県出先機関へ情報提供等（要領第4条第2項）

・・・事前調整が必要な特異なケース（通常使用は無し）

- ・様式2号（情報提供等）
  - ・様式1号（設定要望書）写し
  - ・様式1号別紙（概要書）写し
  - ・地区図面 写し

### <4・5は、同時処理とする>

### 4. 機構から県知事あて事業実施計画資料4-2追加報告（要領第4条第4項）

- ・追加報告添書（別途）
- ・事業実施計画資料4-2
  - ・地区図面 写し
  - ・市町村通知写し（様式3号）

### 5. 機構から市町村への設定通知（要領第4条第5項）

- ・様式3号

### <申請時期等>

- ◎市町村から機構への設定要望 ・・・隨時（公社内部稟議対応）
- ◎機構から県知事あて追加資料報告 ・・・隨時
- ◎機構から県出先あて情報提供等 ・・・隨時
- ◎機構から市町村への設定通知 ・・・隨時
- ◎県知事から農政局報告 ・・・月1回の月次報告（進捗状況報告）と併せて行う

### <設定期間>

原則：農地中間管理事業実施期間

市町村等からの取下げが行われた場合はこの限りではない。

### <重点実施区域に係る進捗管理主体>

モデル地区（重点実施区域の中から県が指定）と共に、地方推進本部（事務局：農業振興部）が行う。

様式 1 号

〇〇〇〇  
平成 年 月 日

宮城県農地中間管理機構  
公益社団法人 みやぎ農業振興公社  
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇  
市町村長 ○〇〇〇 印

農地中間管理事業における重点実施区域設定要望について

公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業における重点実施区域設定要領第4条第1項の規程に基づき、区域設定するよう下記により要望します。

記

- 1 市町村名
- 2 重点実施区域名
- 3 区域設定要望理由
  
- 4 区域の概要（様式 1 号別紙（概要書）・地区図面）  
別紙のとおり

【様式1号別紙】

農地中間管理事業の重点実施区域の概要

【 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在】

市町村名	重点実施区域 (地 区 名)	人・農地 プランへ 機構の活用 を位置付 けているか		期待される効果 なお、主たる効果には○を記入してください。 人・農地 プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。		(参考) 中山間 地域 (※3)
		区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転貸) 面積(ha)	担い手への農地利用の 集積・集約化	耕作 放棄地 の解消	
		農地整備 事業名 (※2)	リタイアする 人から担い手 への集積が 中心	担い手等の 利用権の 交換が中心	新規 就農	企業 参入
合計	0地区	0	0	0	0地区	0地区

※1:同一市町村内で重点実施区域を複数設定する場合は、区域毎に記入してください。

※2:農地整備事業の名称については、連携する農地整備事業を①農業競争力強化基盤整備事業、②農業基盤整備促進事業、③農地耕作条件改善事業、④その他の事業の番号(①、②、③、④)で記載してください。

※3:重点実施区域が中山間地域に所在すると考える場合は「〇」を記載してください。(なお、農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)による地域区分と一致させる必要はありません。)

様式2号（機構設定のために事前確認必要な特異のケース用）

み農振公第  
平成 年 月 号  
日

宮城県○○○地方振興事務所  
所長 ○ ○ ○ ○ 殿

宮城県農地中間管理機構  
公益社団法人 みやぎ農業振興公社  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

農地中間管理事業における重点実施区域設定要望について（お知らせ）

平成 年 月 日付け○○○○号にて○○○市町村長より、別紙写しのとおり区域設定要望がなされたのでお知らせします。

なお、本事業の事業計画に定める重点実施区域設定にあたって、関連する情報等をいただきたいのでご協力お願いいたします。

記

<添付資料>  
○○○○からの設定要望書（写し）

み農振公第 号  
平成 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県農地中間管理機構  
公益社団法人 みやぎ農業振興公社  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

平成27年度農地中間管理機構事業実施計画資料4-2追加について（報告）

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の4の（1）に基づき提出済みの事業実施計画（機構計画）について、資料4-2に追加が生じたので報告します。

なお、該当市町村へは別添写しの通り通知いたしましたので関係地方振興事務所長あて周知方願います。

記

<添付資料>

事業実施計画資料4-2

○○○○からの設定要望書（写し）

○○市町村への区域設定通知書（写し）

様式 3 号

み農振公第  
平成 年 月 号  
日

〇〇〇〇〇〇〇〇  
市町村長 〇〇〇〇 殿

宮城県農地中間管理機構  
公益社団法人 みやぎ農業振興公社  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

農地中間管理事業における重点実施区域設定について（通知）

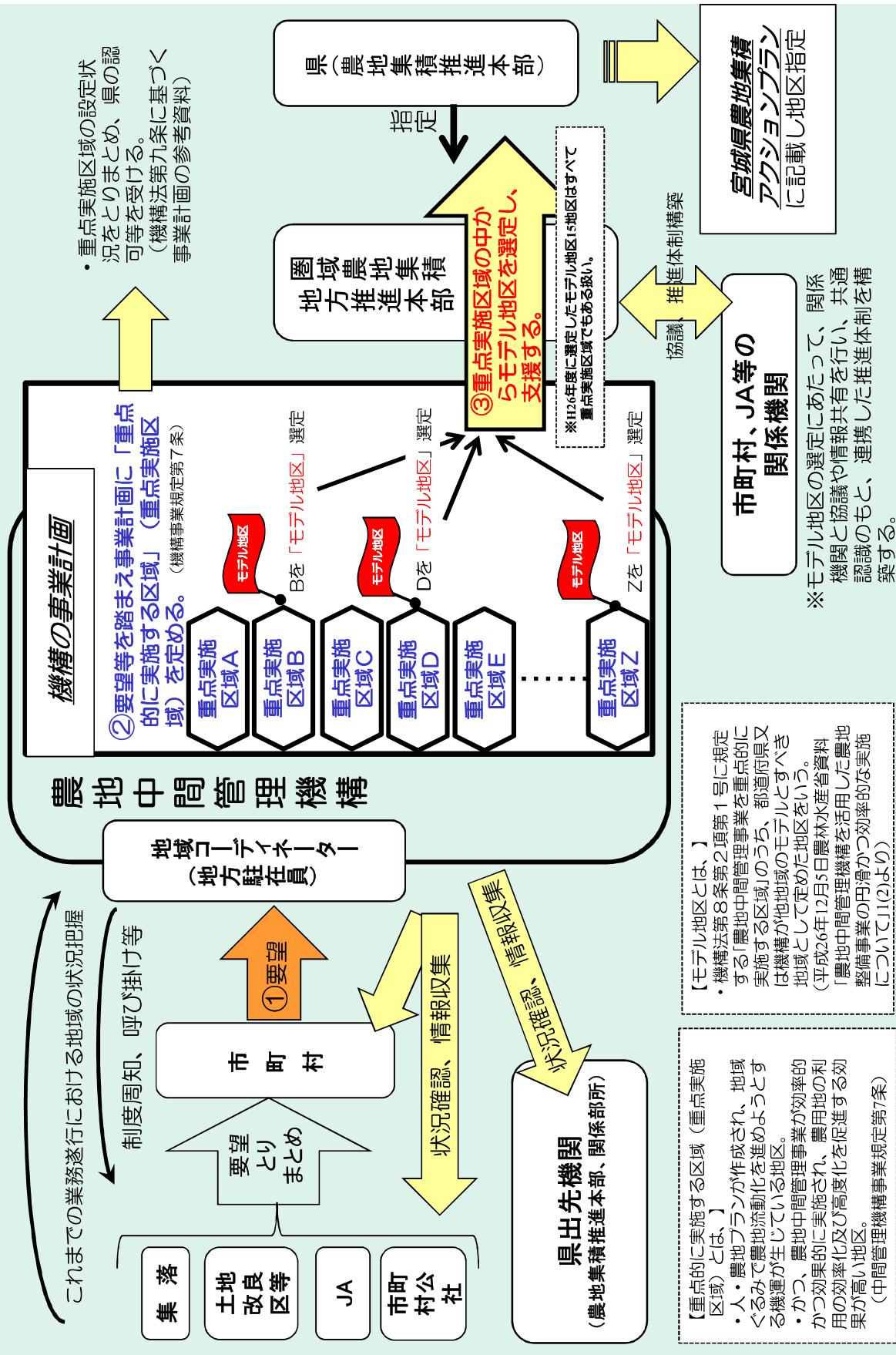
平成 年 月 日付け〇〇〇第〇号にて要望のありましたこのことについて、平成〇〇年度宮城県農地中間管理事業計画における重点実施区域に定めたので通知いたします。  
なお、今後の事業実施にあたりご協力をお願いいたします。

記

1 市町村名

2 重点実施区域名

## 農地中間管理事業における『重点実施区域』と『モデル地区』の設定フロー



【様式1号別紙】

農地中間管理事業の重点実施区域の概要

【 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在】

市町村名	重点実施区域 (地 区 名)	人・農地 プランへ 機構の活用 を位置付 けているか		期待される効果 なお、主たる効果には○を記入してください。 人・農地 プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。		(参考) 中山間 地域 (※3)		
		区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転貸) 面積(ha)	農地整備 事業名 (※2)	担い手への農地利用の 集積・集約化	耕作 放棄地 の解消	新規参入 新規 就農 企業参入	
柴田町	下名生(しものみょう)地区	62	38	—	○	○	○	
村田町	針生前地区	24	16	24 ④農山漁村地域整備交付 金農地整備事業	○	○	○	
岩沼市	玉浦中部地区	100	61	9 ④農山漁村地域復興基盤 総合整備事業	○	○	○	
七ヶ浜町	七ヶ浜地区	120	98	120 ④農山漁村地域復興基盤 総合整備事業	○	○	○	
南三陸町	西戸川(さいどがわ)地区	20	9	20 ④農山漁村地域復興基盤 総合整備事業	○(修正見込み)	○	○	
	合計	5地区	326	222	173	4地区	5地区	

※1:同一市町村内で重点実施区域を複数設定する場合は、区域毎に記入してください。

※2:農地整備事業の名称については、連携する農地整備事業を①農業競争力強化基盤整備事業、②農業基盤整備促進事業、③農地耕作条件改善事業、④その他の事業の番号(①、②、③、④)その他の事業の場合は、事業名も記載してください。

※3:重点実施区域が中山間地域に所在すると考える場合は「○」を記載してください。(なお、農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)による地域区分と一致させる必要はありません。)

## **農地中間管理事業における「重点実施区域」と「モデル地区」について**

平成27年 4月 1日  
宮城県農地中間管理機構

今後の事業推進上、定義・指定方法・法的事務処理等に関しては以下のとおり確認する。  
※「モデル地区」は、「重点実施区域」の中から選定する。

### **【「重点実施区域」（＝重点的に実施する区域）】**

#### **<定義>**

- 1, 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）第8条第2項第1号に規定。
- 2, 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程第7条に規定。

#### **<指定方法等>**

- 1 機構は、これまでの業務遂行上把握している各地域の状況及び、各市町村等関係機関や地域からの要望を踏まえつつ、候補区域をリストアップする。
- 2 機構は、選定に当たって当該市町村や県出先機関等に、情報提供等を行い、人・農地プランの作成状況や適正についての情報収集を行った上で、選定作業を行う。
- 3 機構は、選定した区域を盛り込んだ事業計画を作成し、県に対して計画の認可申請を行う。
- 4 県は、機構に対して事業計画の認可を行い、国へ報告をする。

### **【モデル地区】**

#### **<定義>**

- 1, 重点実施区域のうち、宮城県又は機構が他地域のモデルとすべき地域として定めた地区。（「農地中間管理機構を活用した農地整備事業の円滑かつ効果的な実施について」（H26, 12, 5 経営局農地政策課・農村振興局整備部農地資源課）にて定義。

#### **<指定方法等>**

- 1 県の各圏域農地集積地方推進本部は、農地中間管理機構が事業計画において「重点実施区域」（重点的に実施する区域）とした地区の中からモデル地区の候補地区をリストアップする。
- 2 県の各圏域農地集積地方推進本部は、候補地区の選定に当たって、市町村、JA等の関係機関と情報共有・協議を十分図り、連携した推進体制が構築できるように努める。また、農地中間管理機構とも事前に情報共有等を図り、農地集積の見込み等を検討する。
- 3 県の各圏域農地集積推進本部は、モデル地区の選定結果を、県農業振興課へ報告する。県農業振興課は、指定に当たって農地中間管理機構と情報共有を図り、妥当性について検討した上で、決定する。
- 4 決定したモデル地区について、宮城県農地集積アクションプランに盛り込み、農地集積の推進を進める。

# 農地中間管理事業におけるモデル地区における実施事項

平成27年 4月 1日  
宮城県農地中間管理機構

県・機構・モデル地区を管轄する関係機関団体等と一体的に推進し、他地区へヨコ展開を図るため、以下のような事項の実施が必要です。

あくまで「人・農地プラン」を達成するためのモデルケースです。

## 1 地元関係機関による推進チームの設置・推進活動

- 事業を円滑に推進するために舵取り役となる推進チームを設置
- ・事業実施目的の明確化と情報の共有化
  - ・役割分担の明確化
  - ・実施項目の洗い出し

## 2 事業普及啓発

- 地元農業者へPR（地元への事業実施目的の明確化）
- ・階層別（推進者・代表者・集落）の会議・説明会・検討会の実施

## 3 地元農業者の意向調査

- 地域実態・現状の把握（地域に合った調査項目の洗い出し等が重要）
- ・関係機関による基礎情報収集
    - ①農地所有者の把握・②耕作者の把握・③貸付希望者の把握・④借受希望者の把握
    - ④作付作物の把握・⑤その他
  - ・面談方式・アンケート方式による意向調査の実施

## 4 土地利用調整計画（マッチング）案の策定

- 意向調査結果に基づく土地利用調整計画（マッチング）案の作成
- ・計画案の図面作成
    - ①現況図面（農地所有者別・耕作者別・作付作物別等）
    - ②計画（目標）図面（農地所有者別・耕作者別・作付作物別等）
    - ③事業実施後の図面（農地所有者別・耕作者別・作付作物別等）
  - ※③は毎年の実績に基づき作成が必要

## 5 事業普及啓発

- 地元農業者へPR（地元への土地利用調整計画（マッチング）案の同意等）
- ・階層別（代表者・集落）の会議・説明会・検討会の実施

## 6 地元相談窓口への申し出

- 階層別会議等を経て集落（個人含む）同意の後、必要書類の提出・事務手続き
- ・農業委員会や機構業務委託先等への相談及び事務手続き等実施
  - ★農地の出し手は「農用地利用集積計画」、農地の受け手は「農用地利用配分計画」の手続きの実施

## 7 農用地の一元管理・・・目標達成

- 賃貸借契約締結等推進活動（関係機関の手続き等支援）
- ・農地中間管理機構が農地の「出し手」と「受け手」の仲介により地域内の農用地の一元管理の実現

## 〇〇地区 事業推進フロー 【関係機関の役割・活動】

